

WMH グループ 企業行動規範

ワールド・モード・ホールディングスグループ（以下、「当グループ」という。）は本「企業行動規範」（以下、「本規範」という。）記載の諸原則に基づき、高い倫理観をもって、全役職員が日々の業務を実践することにより、ファッション業界を支える人々から、それを楽しむ生活者まで、ファッションを通して、心踊る未来を実現し、持続可能な未来を創造して参ります。本規範の実施にあたって、当グループは国連グローバルコンパクトの理念に基づき、倫理的かつ責任ある行動を推進して参ります。経済、環境、及び人々に及ぼす負の影響を特定し、その防止及び軽減を図り、またこれらについての説明責任を果たすという、一連のプロセスを推進していきます。当グループは、本規範を定期的に見直し、時代の変化や新たな課題に応じて更新することを約束します。当グループは、このプロセスを通じて、常に最高の倫理基準を維持し、従業員やステークホルダーからの信頼を得るための努力を続けます。なお、本規範の策定は取締役会で決定し、運用は取締役会に適宜報告され、管理監督されるものとします。

1. ファッション業界の持続的成長に向けた価値提供

ファッション業界の持続可能な経済成長と社会課題の解決を図るため、顧客からのフィードバックを積極的に収集し、顧客満足を起点に有用で安全なサービス・社会インフラの開発を行う。

2. 人権の尊重・配慮

人種、性、宗教、信条、国籍、身体、病気、年齢その他非合理的な理由に基づき、雇用及び職場において差別しない。

当グループの企業活動によって影響を受けるステークホルダーの人権を尊重する。

人権に関するより具体的な方針は「人権方針」に記載する。

3. 働きがいのある職場環境の整備

多様性、人格、個性を尊重する働き方を重視し、差別やハラスメントのない、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を作る。現場主導により、従業員の能力を最大限発揮できるよう努め、それを通じて労働生産性・企業価値を向上させる。ハラスメント・メンタルヘルスケア研修等の人権を学ぶ機会を年1回以上提供し、従業員が互いを尊重する文化を醸成する。

オープンで透明性のあるコミュニケーションを推奨し、従業員間及び上司と部下の間で円滑な情報共有が行われるよう、適切なコミュニケーション手段を提供する。また、心理的安全性が確保され、意見や提案が自由に発信できる職場文化を育成する。

当グループは、ファッション業界に従事する多くの人材の雇用に関わっており、そうした人材が活力をもって就労できる環境の整備に貢献する。

4. 地球環境の保全

環境に関する条約・法令を遵守し、環境保全に努める。

当グループの企業活動においては、省エネルギー・資源循環・環境汚染防止・水資源と生物多様性の保全等に配慮するとともに、2030年度末までに、温室効果ガス排出量（Scope 1, 2）をオフィス単位面積当たり30%以上（2019年度基準）削減できるよう努める。

ファッション業界の地球環境に与える影響及び解決に向けた取り組みの最新の動向を継続的に調査し、ファッション業界の従事者に対し啓蒙活動を行う。

5. 公正な事業活動（腐敗行為、マネーロンダリング、不正行為及び詐欺防止等）

■競争法（独占禁止法）の遵守

各国・各地域の競争法(独占禁止法)及び関係法令を遵守し、事業活動を実施する。

■贈収賄の禁止

贈収賄に関する法令を遵守し、日本国内外を問わず、公務員またはそれに準ずる立場

の者及び民間の取引先の役職員に対し、不正な利益を得る目的で、金品・供応・便宜その他の利益供与を行わない。なお、全役職員は年1回以上のコンプライアンス研修に参加する。

■利益相反行為の禁止

自分の利益のために会社と取引する、あるいは、個人的な目的で会社の財産・経費を使用する等、会社と利害が対立する行為について、適式な審査及び承認の手続を経ることなく行わない。

■マネーロンダリングの防止

マネーロンダリング（資金洗浄）行為を防止するため、適用される法令や規制に基づき取引の透明性を確保する。取引先の適格性を確認し、不正な資金が当グループの業務に関わることを防ぐ。すべての新規取引先に対して初回取引前の適格性審査を実施する。また、取引開始後も全取引先について年次で審査を行い、定期審査により不審点が発見された場合は、調査を行い、必要に応じて取引を停止する。

■横領及び詐欺の防止

従業員及び関係者による横領や詐欺行為を未然に防ぐため、適切な内部統制と監査手続を実施する。横領や詐欺行為が発覚した場合、速やかに法的対応を行い、再発防止策を講じる。

■各種団体等への寄付・政治献金

各種団体等への寄付や政治献金等は、公の情報公開基準に従うとともに、適正な社内承認を経て実施し、実施内容は経営陣に報告する。

■インサイダー取引の禁止、その他未公表情報の不当利用の禁止

会社や取引先等に関する重要な未公表情報を知った場合には、関係する株式等の売買

を行う等、法令に違反する内部者取引（インサイダー取引）を行わないほか、自己または第三者のために不当な個人利用を行わない。

■不正行為の報告制度

不正行為や腐敗行為に関する情報を早期に把握するため、社内からの通報を受け付ける「ホットライン」や「内部通報制度」を設置する。通報者のプライバシーは厳重に保護し、通報者に対する不利益な取扱いや報復行為は許容しない。

■教育と意識向上

腐敗行為や不正行為に関する従業員教育を定期的実施し、全従業員が本規範を理解し遵守することを目指す。本規範の理解を深めるため、ガイドラインや研修を提供する。

■納税義務の履行

各国の租税制度を遵守の上で適切に納税する。

6. 情報の管理・提供

■情報の適切な取扱い

当グループの事業活動においては、顧客・パートナー・従業員からお預かりする個人情報を含む多くの情報資産を活用している。顧客及びすべてのステークホルダーの付託に応じて、こうした情報資産を適切かつ安全に活用するためには、これらの情報資産の保護が経営上の最重要課題の一つであると認識し、以下の事項を徹底する。

- ・情報セキュリティ管理規程を策定し、継続的改善を実施する。
- ・情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、技術的なセキュリティ対策を検討・実践し続ける。
- ・情報セキュリティに関する法令及び規範、顧客との契約で定めた内容を遵守する。
- ・従業員に情報セキュリティに関する規程を理解させるために、定期的に教育を実

施する。

- ・情報セキュリティ事故を未然に防止する。
- ・万一、情報セキュリティ事故が発生した場合、影響を最小限にする。

■個人情報の保護

当グループの事業活動で取得した個人情報を適切に管理し、かつ事前に公表または情報提供者本人に通知した目的に限定して利用する。また、法令上許容または強制される場合を除き、本人の事前同意なく第三者に提供しない。

■知的財産の保護

当グループが保有する知的財産権を適切に保護及び管理するとともに、他人が保有する知的財産権を侵害するような事業活動を行わない。

■消費者利益及び商品情報の提供

当グループが消費者に対して商品やサービス等を提供する場合には、消費者による自主的かつ合理的な商品選択のために必要となる情報を適時・適切に提供する。

■適時・正確な情報開示

企業活動、業績・財務状況、企業統治に関する重要な事項について、法令等に基づき適時に正確な情報の開示を行う。

7. 透明性

ステークホルダーとのコミュニケーションにおいて、透明性を重視し、以下の方針に基づき、情報の開示を行う。

- ・企業活動に関する情報は、正確かつ公平に提供する。

- ・誤解を招く可能性のある情報の取扱いには、特に注意を払う。
- ・ステークホルダーからの質問や懸念に対しては、迅速かつ誠実に対応する。

8. 社会貢献

「良き企業市民」として事業活動によって地域経済発展に貢献し、事業地域及び世界各地における社会貢献活動を通じ、地域社会及び国際社会において、幅広いステークホルダーとの相互信頼を獲得する。

NPO・NGO、地域社会、行政、国連機関等、様々な関係者と連携・協働し、豊かで住みよい持続可能な社会の発展に貢献する。

9. 危機管理・未然防止

反社会的勢力からの不当な要求に対しては、金銭等による安易な妥協を拒否し、反社会的勢力及び関係する組織または個人とは、いかなる関係も持たず、取引も行わない。

テロ行為またはマネーロンダリング等の犯罪には一切関与しない。また、当グループの活動がこれらの犯罪に利用されないよう十分に注意する。

危機管理において、迅速かつ効果的な対応を行うための体制を整え、以下のプロセスに従い、危機に対処する。

- ・危機発生時の対応計画を事前に策定し、全従業員に周知する。
- ・危機発生後は、透明性を持って情報を公開し、関係者との連携を図る。
- ・危機の未然防止・再発防止、危機時の企業活動の在り方の検討等のためのレビューを行い、必要な改善措置を講じる。

10. サプライチェーンの倫理

サプライチェーン全体での倫理的な行動を促進し、公正な取引を行い、以下の原則に基づき、サプライヤーとの関係を築く。

- ・サプライヤーに対しては、公正な評価と競争を保証し、長期的な関係を構築する。

- ・労働条件の改善や環境保護に関する取り組みをサプライヤーと共有し、協力を促進する。
- ・サプライチェーン内での人権侵害や環境破壊行為に対しては、断固として対応する。

11. 報告・相談

本規範に反する行為あるいはその可能性のある行為を発見または自ら行った場合、上司や関係部署に直ちに報告・相談するようにし、会社はそうした報告・相談をしやすい環境を確保する。更に当該行為がコンプライアンス事案に該当するまたは該当するおそれがあり、上司に直ちに報告したにも拘らず是正がなされない場合または報告が困難であるような場合には、実名または匿名での内部通報による報告・相談を通じて、問題事案の早期発見と解消に努める。

以上

制定日：2025年3月1日

代表取締役

加福 真介